

- ・日本学生支援機構より、給付奨学生採用候補者の推薦人数を1名追加するとの連絡がありました。(社会的養護を必要とする生徒を含む)
- ・推薦を希望される既卒生は、下記の推薦基準を参考に、11月28日(水)17:00までに、進路部・奨学金係(久保田)までご連絡下さい。

1. 推薦者の選考対象

以下のいずれかに該当する者。

- ① 家計支持者が個人住民税(市町村税)所得割を課されていないこと
- ② 生活保護を受給していること
- ③ 社会的養護を必要とする生徒の場合は、児童福祉法に規定された施設等に入所等していること

2 推薦枠

~~本校の2018年度(2019年度大学進学予定者)推薦枠は2名。~~

~~上記③の社会的養護を必要とする生徒の推薦は2名の推薦枠には含まれない。~~

3 推薦の基準

(1)人物について

学習活動その他生活の全般にわたる態度や行動、進学目的及び進学後の人生設計等が給付奨学生にふさわしいこと。

(2)健康について

学校保健安全法による健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

(3)学力及び資質について

下記のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 本校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、本校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

(4)家計について

「1. 推薦者の選考対象」に該当する者であること。

※2018年度より、申請の際に資産状況の報告が求められています。